

第3章 江戸時代

学ばせない政策から庶民教育奨励へ 德川時代の前半代までの庶民教育は、武士階級の政治的・経済的地位保持のため文字を学ばせない政策がとられ、武士を除いた大部分の人は日用生活に必要な知識について経験的に習得するほかはなかつた。しかし、その後、太平の時代にともない国内経済の発達により経済生活の必要から庶民教育が必要となり、発達をもたらした。

三庶民の教育（寺子屋）

第115表 恒遠塾京都・仲津郡関係入門生

(『豊津町誌』より)

第116表 各年代の寺子屋数

年 代	開業数	年平均 開業数
文明—元和 (1469—1624)	17	0.1
寛永—延宝 (1624—1681)	38	0.7
天和—正徳 (1681—1716)	39	1.1
享保 (1716—1736)	17	0.9
元文—寛保 (1736—1744)	16	2.0
延享—寛延 (1744—1751)	14	2.0
宝暦 (1751—1764)	34	2.6
明和 (1764—1772)	30	3.8
安永 (1772—1781)	29	3.2
天明 (1781—1789)	101	12.6
寛政 (1789—1801)	165	13.8
享和 (1801—1804)	58	19.3
文化 (1804—1818)	387	27.4
文政 (1818—1830)	676	56.3
天保 (1830—1844)	1,984	141.7
弘化—嘉永 (1844—1854)	2,398	239.8
安政—慶応 (1854—1868)	4,293	306.6
明治元—8年 (1868—1875)	1,035	129.4

時勢の進展にともない八代将軍徳川吉宗は、享保（一七一六—三六）以後の経済難や財政難打開に必要な知識の注入とともに、子弟の非行化をふせぐ上からも庶民教育の必要性をさとり、室鳩巣に命じて「六諭衍義」を普及させ、寺子屋における訓育の基本を示し、その拡充発展を奨励した。ついで寛政年間（一七八九—一八〇二）には老中松平定信、天保年間（一八三〇—四四）には老中水野忠邦が庶民教育を奨励したので一層興隆していった。

文部省が明治十六年（一八八三）より数年かけて全国的に調査し、収載した寺子屋関係記録は左記のとおりである（第116表）。

庶民教育の施設として代表的なものが寺子屋である。鎌倉時代より学問の修業をする場所が寺院であった

『日本教育史資料』によったため明治8年までであるが、実際には同年以後に開業されている寺子屋も少なくない。

ことから、次第に寺は学校の俗称となり、享保年間（一七一六—一七三三）ごろから寺子屋と人々が口にするようになった。そのためか生徒は寺子とよび、生徒が入学することを登山と言いならわされていた。

寺子屋での教育は、読み書きだけを教えるものが多く、それに算数（珠算を主とする）を加えるものが次いでいる。寺子屋教育の特色は、密接な子弟関係からくる訓育にあった。しつけ、特に長幼の序、師走の礼譲、信義について厳しく訓育された。このことが当時の社会道徳を高揚する上に大きな力となつたのである。

寺子屋発生の動機をみると、庄屋など村政に参与するものが奉仕的に寺子屋を開き、教師を招いて子弟教育に尽くすもの、土地の篤志家が郷土に対する愛情から教師を雇つたり、またみずから教師となつて寺子屋を開くもの、初め二、三の子供の教育を頼まれ、それが次第に拡大して寺子屋になつたもの、寺の僧侶が布教化として子供の教育にあたるため寺子屋を開いたもの、浪人などが生活維持のため寺子屋を開いたもの、そして「渡り者」と称する放浪者（浪人）を庄屋、豪農などが雇い、農繁期には農事の手伝いをさせ、ひまな時には近所の子供の学習を見させる不定期なものなどがあげられる。

学習の方法は、同じ学力ぐらいの三、四人が教師の前に座つて読みをうける個別教授や、年長者（兄弟子）が指導する互教法（友教法、友学び）が行われ、その後は各自読みを繰り返して暗誦するまでに至る読書百遍の方法がとられた。女子には裁縫が課されたりしたものがあり、その指導には師匠の夫人や娘があつた。

学習の結果は月に一回小浚こさらい、年一回の大浚おおさらい、暗誦と読方、習字の試験などによって試されていた。寺子屋に入る子供の年齢は、八、九歳が最も多く、修業年間も一定しておらず、三、四年が普通であった。

全課程を受けるものは、ごく少数であったといわれる。師匠に対する謝礼としては、別に定めはないが、入学する時は入門と称して束修（入門料）に酒肴をそえて贈り、毎月米一升、正月には鏡餅一重ね、五節句には時季のものを贈るのが常であった。また同門の子供たちには仲間入りとして菓子を配ることもあった。

寺子屋の行事は、正月の書初め、七夕、席書のほかに、重要なものとして天神講があった（福岡県内は大宰府の関係で特に盛大に行われていた）。菅原道真の忌日二十五日には、文の神天神を寺子屋で祭るが、特に二月二十五日は各自が米や金品を持ちより、神前に供え、寺子一同が師匠とともに会食し、その時食事の礼儀作法、口上（挨拶）のしかたなどを教わるのが例であった。

以上のように庶民の中に生まれ、庶民の力で育成された寺子屋の教育は、庶民にとって初等教育を行う私設の教育機関であった。そしてこの教育は、現代の初等教育の理念に合致するものであり、まさに日本における初等普通教育の先駆となるものであるといえる。

**豊津における庶民教育**  
 (イ) 現在豊津町大字田中字寺屋敷に西楽山弘願寺（淨土宗）がある。寺院は解体され田中区公民館になり、本尊仏は館内に安置されている。

境内地に、二基の寺子屋師匠越巖、研高両僧の墓碑がある（第88図参照）。一基の墓碑右側に、文化四丁卯十一月十九日十方施主、正面に当時再中興越巖超座无品位、左側面の下位に児童中とある。そ



第88図 寺子屋師匠の墓碑  
 (豊津町田中、西楽山弘願寺)

してもう一基に「研高和尚・チコ中」と刻まれた墓碑がある。この二基の墓碑で、「児童中」「チコ中」が何を意味するのか明らかでないが、越巣、研高両僧が文化（一八〇四—一八）、文政（一八一六—三〇）中、この寺の住職をし、寺子屋師匠として子供に読み書きを教えていた。そして両僧の没後、住職の教え子たちや教え子の親が建立した供養塔ではないかと思われる（チコ中は、稚児中で児童中と同義に考えられ、住職が地域社会に大きく貢献し、教え子の尊敬を集めることを示している）。

(ロ) 豊津町大字綾野字壱丁畠に宝積山普門寺がある。この寺は、正徳年間（一七一一一一六）ごろの小倉領寺院雜載に、御目見の寺院として藩主に謁見を許される寺僧としての格式を受けていた。そして金光明山国分寺の末寺でもある。綾野墓地に、この寺の住職であつた宝永七年（一七一〇）正月二十四日阿闍梨法運の遷化無縫塔と明治十五年（一八八二）四月十四日建立の普門寺孝宣の墓碑がある。この両墓碑下部の銘文に「門弟中」とあるのは庶民教育に貢献したことをうかがわせている。

(ハ) 豊津町大字節丸字木戸に淨樂寺（淨土真宗）がある。本尊阿弥陀如来は、城井城主宇都宮大和守信房の作仏と伝えられている。慶安元年（一六四八）今井淨喜寺弟子水哉により寺が再建されている。資料は不明であるが、古老の伝えによると、江戸末期當時住職は近隣の子供たちにお経を教えていたようである。寺の布教教化の一端として子供たちにお経を教えることを通じて読み書き、訓育の教育をしていたのではないかと思われる。

以上藩学、私塾教育、そして庶民の教育（寺子屋）が、その後の教育に与えた影響は非常に大なるものが、あるといえる。